

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十五号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和三十三年十二月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「執行吏」を「執行官」に改める。

第二条第一項中「有体動産」若しくは「不動産」を「動産」、「不動産」若しくは「船舶」に、「有体動産若しくは不動産」を「動産、不動産若しくは船舶」に改める。

第二章第一節の節名中「有体動産」を「動産」に改める。

第三条第一項中「執行吏」を「執行官」に、「差押が」を「差押えが」に、「有体動産」を「動産」に改め、同項第八号中「異議の申立書」を「審査請求書」に改め、同条第二項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五条の見出し中「仮差押」を「動産に対する仮差押え」に改め、同条中「差押がさされている有体動産」を「差押えがされている動産」に、「仮差押」を「仮差押え」に、「差押後」を「差押え後」に、「有体動産で」を「動産で」に、「参加差押」を「参加差押え」に改める。

第七条の見出し中「仮差押」を「不動産に対する仮差押え」に改め、同条第一項中「差押後」を「差押え後」に、「仮差押」を「仮差押え」に改め、同条第二項中「差押が」を「差押えが」に、「仮差押」を「仮差押え」に改める。

第八条の見出し中「仮差押」を「仮差押え」に改め、同条中「差押が」を「差押えが」に、「仮差押」を「仮差押え」に改める。

第九条の見出し中「競売法による」を削り、同条中「差押」を「差押え」に、「の競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売」を「を目的とする競売（以下「競売」という。）」に改める。

第三章第一節の節名中「有体動産」を「動産」に改める。

第十条の表第一号及び第三号中「執行吏」を「執行官」に改める。

第十一条中「仮差押」を「仮差押え」に、「差押をした有体動産」を「差押えをした動産」に、「有体動産で」を「動産で」に、「参加差押」を「参加差押え」に改める。

第十三条中「仮差押」を「仮差押え」に、「差押を」を「差押えを」に改める。

第十四条中「仮差押」を「仮差押え」に改める。

第十五条の見出し中「競売法による競売手続開始後」を「競売の開始決定後」に改め、同条中「競売法による競売手続開始の決定」を「競売の開始決定」に改める。

第一号様式中「差押に」を「差押えに」に、「執行吏」を「執行官」に改める。

第二号様式中「差押の」を「差押えの」に、「差押に」を「差押えに」に、「執行吏」を「執行官」に改める。

第三号様式中「執行吏」を「執行官」に、「差押を」を「差押えを」に、「引渡」を「引渡し」に、「差押の」を「差押えの」に、「仮差押」を「仮差押え」に、「差押がされた」を「差押えがされた」に、「有体動産」を「動産」に、「参加差押」を「参加差押え」に、「引き渡しに」を「引渡しに」に、「引き渡財産」を「引渡財産」に改める。

第四号様式中「執行吏」を「執行官」に改める。

第五号様式中「差押を」を「差押えを」に、「執行吏」を「執行官」に、「有体動産」を「動産」に、「仮差押」を「仮差押え」に改める。

第五号様式の二中「執行吏」を「執行官」に、「差押をした」を「差押えをした」に、「参加差押」を「参加差押え」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第六号様式中「執行吏」を「執行官」に、「有体動産」を「動産」に、「仮差押」を「仮差押え」に、「の差押」を「の差押え」に改める。

第六号様式附表中「執行吏」を「執行官」に改める。

第七号様式中「執行吏」を「執行官」に、「仮差押」を「仮差押え」に改める。

第八号様式中「執行吏」を「執行官」に、「差押を」を「差押えを」に、「引渡」を「引渡し」に、「差押の際」を「差押えの際」に、「仮差押」を「仮差押え」に、「差押が」を「差押えが」に、「引き渡し」を「引渡し」に、「引き渡財産」を「引渡財産」に改める。

第九号様式及び第十号様式中「差押」を「差押え」に、「執行吏」を「執行官」に改める。

第十一号様式中「差押を」を「差押えを」に、「競売手続開始の決定又は競売法によ

る競売手続開始の決定」を「競売の開始決定」とし、「参加差押」を「参加差押え」とし、「仮差押」を「仮差押え」と改める。

第十一号様式の二中「差押を」を「差押えを」と改める。

第十二号様式中「差押」を「差押え」と改める。

第十二号様式の二中「参加差押」を「参加差押え」とし、「の差押」を「の差押え」とし、「仮差押」を「仮差押え」と改める。

第十三号様式中「執行吏」を「執行官」と改める。

第十四号様式中「執行吏」を「執行官」とし、「差押」を「差押え」とし、「引渡」を「引渡し」と改める。

第十五号様式中「執行吏」を「執行官」とし、「有体動産」を「動産」とし、「参加差押」を「参加差押え」と改める。

第十五号様式の二中「参加差押」を「参加差押え」とし、「有体動産」を「動産」とし、「差押を解除」を「差押えを解除」とし、「差押が」を「差押えが」と改める。

第十六号様式中「執行吏」を「執行官」とし、「引渡」を「引渡し」と改める。

第十七号様式中「差押を」を「差押えを」と改める。

第十八号様式及び第十九号様式中「差押」を「差押え」と改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。